序説

1　計画の意義

首都圏は、我が国最大の人口を有する圏域であり、政治、行政、経済の中枢機能が集積している。これらの機能を巨大災害発災時にもシステムダウンさせることなく持続的に機能させていくことは首都圏の重要な責務である。

首都圏、中でもとりわけ東京圏は日本経済を牽引しており、国際競争力の強化は首都圏の極めて重要な責務であり、首都圏が中心となって日本の国際競争力の強化を図る必要がある。その際に、面的な「対流」の創出が、国際競争力の強化を図りつつ、一極集中のリスクを軽減しなくてはならない首都圏にとって最も重要な課題である。

高齢化進展への対応は日本全国共通の課題であるが、首都圏の中でも東京圏は、高齢人口が急激に増大するため、高齢化対策の充実・強化を図るとともに、高齢者がこれまで以上に社会に参画し、社会で活躍できるようにしていくことが重要である。

この計画は、このような課題に広域的に対処し、首都圏に居住し又は首都圏を活躍の場とする多様な主体が生活や活動の質を高めることのできる社会を実現するため、広域的な視野の下に、地域の将来展望を示し、長期的、総合的な視点から地域整備を推進することを目的として策定するものである。

2　計画の構成及び性格

この計画は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づいて作成するものであって、第１部（第１章及び第２章）及び第２部（第３章）の２つの部分により構成する。

第１部（第１章及び第２章）は、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を明らかにしたものであって、関係行政機関及び関係地方公共団体の首都圏の整備に関する諸計画の指針となるべきものである。

また、第２部（第３章）は、首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等首都圏整備法第21条第１項第２号及び第３号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

各種施設の整備については、この計画期間内に完成見込みであり、代表性が高いと考えられる施設を中心に記載している。

なお、予算、進捗等の事情によりその完成年度がこの計画の期間を超える場合があり得る。

3　計画の対象区域

この計画は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域を対象とするとともに、広域的な連携等の観点から周辺の地域を視野に含めるものとする。

この計画で「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域とする。

4　計画の実施

この計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、関係事業者を始め、民間企業、ＮＰＯ、個人等の多様な主体の積極的な協力と参加が必要とされる。現在、規制緩和の推進や地方分権に向けた制度の見直し等が進められる中で、これからの首都圏整備に当たっては、公的主体と民間主体、国と地方の間の適切な役割分担が不可欠である。

公的主体は基盤の整備、制度の構築等、民間主体の活動の場の整備を推進し、民間主体は創意と工夫による多彩な活動により首都圏整備に参加することが必要である。国は国家的観点からの施策や基幹的な基盤の整備等を推進するとともに、地方公共団体は自らの責任と選択により地域づくりに努める。また、各地域におけるこの計画の実施に当たっては、それぞれの地域の特性や地方公共団体の実状等を踏まえて地域にとって真に必要な事業を実施するとともに、地域相互の連携を通じて適切な役割分担のもとで効果の高い事業の実施のあり方を目指す。

計画の推進に当たっては、多様な主体がこの計画に対する理解を深めていくことが必要であり、公的主体は広報等を始めとした取組を進める。

5　計画の期間

この計画の期間は、第１部については、平成28年度から概ね10年間とし、第２部については、平成28年度から概ね５年間とする。

6　計画の運用等

この計画は、この計画と関連を有する主要な計画が策定され又は改定された場合等、情勢の変化があった場合において、必要に応じ弾力的な運用又は見直しを行うこととする。

また、この計画の内容を実現するため、更に必要となる具体的な方策について、今後積極的な検討を行い、その実施を進めるものとする。

［第１部］

第１章　首都圏を取り巻く諸状況と課題

第１節　首都圏を取り巻く諸状況

1　我が国をめぐる大きな変化

首都圏の整備に当たって、以下のような、我が国をめぐる大きな変化を前提に進める必要がある。

⑴　国土を取り巻く時代の潮流と課題

我が国の総人口は2008年の約１億2,800万人を頂点として減少を始め、本格的な人口減少社会を迎えた。出生率の低下に伴う少子化と団塊の世代が高齢者となったことにより、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が進み、近年、高齢化が急速に進展している。

国際環境では、アジアの主要都市が急速に台頭し国際的な都市間競争が激化している。産業の国際競争力を強化し、海外からの投資、情報を呼び込むための環境整備が課題である。今後、首都直下地震等巨大災害発生が高い確率で予測されており、国土の強靱化を推進する必要があるとともに、高度成長期以降に集中的に整備された社会資本は老朽化が急速に進むと見込まれ、戦略的な維持管理・更新を進め、トータルコストの縮減・平準化を図っていくことが重要である。世界的には食料・水・エネルギー等の需要が急増しており、将来にわたって安定供給確保や循環使用、地球環境問題への対応が課題である。

一方、近年のＩＣＴ（情報通信技術）の劇的な進化等技術革新が上記の課題の解決を含め大きな変革を社会にもたらす可能性がある。

⑵　国民の価値観の変化

社会の成熟化に伴い国民の価値観、ライフスタイルは多様化している。一方、地域コミュニティの弱体化が進み、多様な主体による共助社会づくりを進めていくことが課題である。

また、東日本大震災等の大規模地震・津波災害、近年頻発する風水害・土砂災害、火山災害や大規模事故等の発生により、安全・安心に対する国民意識が高まりを見せている。

⑶　国土空間の変化

人口の減少は国土空間にも大きな影響を与えつつあり、市街地における低・未利用地や荒廃農地、空き家、必要な施業が行われない森林、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題が顕在化している。

2　我が国が目指す将来像と課題

首都圏は、我が国の中枢圏域としてその発展を牽引してきており、今後も引き続き重要な役割を果たすことが期待されている。このため、首都圏の整備については、我が国全体の中でとらえていく必要がある。

平成27年８月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）において以下のように示されている我が国の国土づくりの目標や国土の基本構想を踏まえて、首都圏整備を考えていく必要がある。

⑴　人口等の見通し

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）では、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すべき将来の方向とし、そのためには、人口減少に歯止めをかけなければならず、出生率が人口置換基準に回復することが必須の条件としている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上し、さらに、政策の効果により人口置換水準（2.07）が達成されるケースを想定して、2060年に１億人程度の人口が確保されるとしている。さらに、人口の安定化と生産性の向上が図られると、2050年代に実質ＧＤＰ成長率は、1.5～２％程度を維持することが可能と見込まれている。